

経政総第 52 号  
令和 3 年 1 月 20 日

関係団体代表者 各位

静岡県経済産業部長 天野 朗彦

新型コロナウイルス感染症「感染拡大緊急警報」の発令と感染防止  
対策における重点事項の周知について（依頼）

日頃より、本県行政に御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。  
本年 1 月 18 日に、県内で英国由来の新型コロナウイルス感染症変異株が確認され  
たことを受け、県では 1 月 19 日に「感染拡大緊急警報」を発令し、県民の皆様  
に感染防止対策のより一層の徹底をお願いすることとしました。

つきましては、感染防止対策における 8 つの重点事項をまとめたチラシをお送り  
しますので、これらの感染防止対策の徹底について御理解と御協力をいただきま  
すとともに、関連事業者等の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

担当 政策管理局総務課 中西  
電話 054-221-2606



県民の皆様へ

静岡県では、新型コロナウイルス感染症

## 感染拡大緊急警報

を発令中です。

本県では、医療・福祉施設や家族内などでの感染拡大が急速に進み、県の警戒レベルでは「警戒レベル5（特別警戒）」、国の感染警戒区分では「ステージⅢ」となっています。

1月18日、厚生労働省により、本県感染者のうち3人に、英国の新型コロナウイルス感染症の変異株が確認されたと発表されました。3人は濃厚接触者が特定され、不特定多数との接触は確認されておりません。

一方、静岡県の医療提供体制は、1月18日現在の病床の占有率が県全体で46.3%、東部においては67.4%であり、厳しい状況が続いています。

変異株は、感染力が高いとの情報がありますので、国のモニタリング等による追加的情報が明らかになるまでの間は、当面の緊急対応として、感染防止対策をこれまで以上に徹底するとともに、医療提供体制をさらに強化する必要があります。県民の皆様には、以下の8つの対策を重点的に行ってくださいますようお願いいたします。

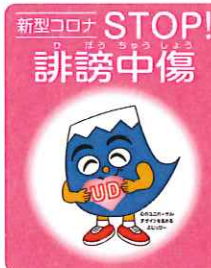
- ①「マスクの着用」、「手指の消毒」、「三密を避ける」など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ②東京都、神奈川県、愛知県など11都府県に、緊急事態宣言が発出中です。2月7日まで、県境を跨ぐ不要不急の往来は、自粛をお願いします。緊急事態宣言発出地域への出勤は7割を目標に削減をお願いします。
- ③人の移動や人に会うことは感染リスクです。県内でも、不要不急の外出を控えてください。特に、県境地域や東部地域など感染拡大地域と交流が活発な地域では細心の注意が必要です。
- ④感染の機会は、マスクを着用していない会話などです。常にマスクを着用し、人と人との距離の確保（可能な限り2m）をお願いします。
- ⑤飲食は黙って行き、会話をする時はマスクを着用してください。同居家族以外の方とは、飲食店だけでなく、職場の休憩室等を含め、会食（会話をしながらの食事）を行わないでください。
- ⑥高齢者など重症化しやすい方がいる家庭では、家庭内感染を避けるため、同居家族であってもマスクの着用、十分な換気、食事を別に食べることなどの感染防止対策をお願いします。
- ⑦最近のクラスター発生店舗は、感染防止対策が不十分でした。飲食店等事業者の皆様には、各業種組合のガイドライン等による感染防止対策の徹底を常に行っていただくよう、お願いします。
- ⑧受験シーズンの中、外出せざるを得ない受験生におかれましては、感染防止対策の徹底をお願いします。

厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



誰もが思いやりを持った行動がとれる  
“心豊かなふじのくに”

< 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 >